

高原病院における適切な意思決定支援に関する指針

私たち病院職員は、患者さまおよびご家族や関係者の皆さまの意思を尊重するとともに、適切な意思決定ができるよう当院の指針を以下に定め支援を行います。

1. 基本方針

人生の最終段階を迎える患者さんが、その人らしい最期を迎えられるよう、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、ご本人やご家族等に対し適切な説明のうえで、医師をはじめとする医療従事者と話し合いを行い、患者さんの意思を基本とした医療・ケアを提供することに努めます

2. 「人生の最終段階」の定義

一般的には、医師によって回復の見込みがないという診断が下される状態になった段階です。しかし、がん末期のように予後が数日から数か月と予測できる場合もあれば、急性増悪と緩解を繰り返す慢性の内臓疾患、脳血管疾患や老衰などのように、数か月から数年かけて進行する場合があります。人生の最終段階かどうかの判断は、患者さんの状態を踏まえて、医学的妥当性と適切性をもとに医療・ケアチームにて判断します。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- ・医師をはじめとする医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者さんが医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、ご本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めます。
- ・時間の経過、心身の状態、医学的評価の変更、取り巻く環境の変化などにより、ご本人の意思は変化することがあります。医療・ケアチームは、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を行います。
- ・患者さんが自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあることから、ご家族等の信頼できる方も含めて、話し合いを繰り返し行います。また、この話し合いに先立ち、患者さんには特定の方を自らの意思を推定する者として前もって定めていただくこともあります。
- ・人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームにより、医学的妥当性と適切性及び患者さんの意思決定を基本に慎重に判断します。
- ・医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者さんやご家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。
- ・生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象とはしません。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定支援

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとします。

●ご本人の意思の確認ができる場合

上記3.に沿ったプロセスで、医療・ケアの方針を決定します

●ご本人の意思の確認ができない場合

ご本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な

判断を行います。

- ① ご家族等がご本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、ご本人にとっての最善の方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討し決定します。
- ② ご家族等がご本人の意思を推定できない場合には、ご本人にとって何が最善であるかについて、医療・ケアチームが家族等と十分に話し合い決定します。また、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、話し合いを繰り返し行います。
- ③ ご家族等がいない場合は「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（厚生労働省）」を参考に、本人にとって何が最善であるかについて、医療・ケアチームが家族等と十分に話し合い決定します
- ④ ご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、ご本人にとって何が最善であるかについて、医療・ケアチームが家族等と十分に話し合い決定します

●医療・ケアチーム以外での話し合いの場の設置

方針の決定に際し、下記の場合は必要に応じ倫理委員会を設置しその方針等について審議を行います。

- ① 医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ② 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ③ 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

（参考資料：厚生労働省）

- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定、プロセスにおけるガイドライン(2018. 3)
- ・ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン(2018. 6)
- ・ 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(2019. 5)



医療法人参篤会 高原病院